

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定の協同組合等の法人税率の特例<br>(国税)(法人税:義)<br>(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)  |
| 2 | 租税特別措置等の内容           | 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(消費生活協同組合等が含まれる。)について、各事業年度の所得に対する法人税の額は19%となっているが、租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する一定の協同組合(消費生活協同組合等が含まれる。以下「大規模協同組合」という。)の所得のうち10億円を超える金額については、税率を22%とする。<br>(平成11年度改正より前は、大規模協同組合の所得のうち10億円を超える金額に係る特例税率は30%であった。)   |
| 3 | 担当部局                 | 社会・援護局地域福祉課  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成26年8月  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 創設年度 平成11年   |
| 6 | 適用期間                 | 期限なし(法人税法本則)   |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠<br>《特例により実現しようとする政策目的》<br>協同組合の非営利の相互扶助組織としての社会的役割、公共的役割を果たし続けるための財政基盤の確立。<br>-----<br>《政策目的の根拠》<br>法人税法第66条第3項   |
|   |                      | ② 政策体系における政策目的の位置付け<br>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること<br>施策大目標2 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること<br>施策目標1 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること   |
|   |                      | ③ 達成目標及び測定指標<br>《特例により達成しようとする目標》<br>消費生活協同組合等は人と人のとの結合による組織であり、組合員のニーズを満たすことを目的として活動している。<br>また、組合員のニーズのみならず地域社会のニーズに取り組む相互扶助組織として、食育、子育て支援、福祉活動等の取組といった社会的役割、自治体との地域見守り支援や災害発生時の支援等の協定といった公共的な役割を果たしている。<br>こういった消費生活協同組合等の財政基盤の安定・強化を図ることにより、地域社会への貢献等、相互扶助組織の社会的、公共的役割の持続的な実施を確保する<br>-----<br>《特例による達成目標に係る測定指標》<br>消費生活協同組合等の社会的取組の充実<br>(参考)自治体との「地域の見守り等に関する協定」締結状況<br>平成24年度末 57組合が296自治体と締結(自治体の重複含む)<br>平成25年度末 80組合が677自治体と締結( " ) |

|        |                    |                      | 《政策目的に対する特例の達成目標実現による寄与》<br>法人税率の軽減により、協同組合の経営基盤の安定・強化を図ることができ、地域社会への貢献等、公共的役割を継続的に実施することができる。   |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
|--------|--------------------|----------------------|--|--|--------|--------|--------|-----|----|----|----|--------|----|
| 8      | 有効性等               | ① 適用数等               | (消費生活協同組合等)<br>全国の消費生活協同組合等数 963(平成23年度末)  |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
|        |                    | ② 減収額                | —  |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
|        |                    | ③ 効果・達成目標の実現状況       | 《政策目的の実現状況》<br>軽減税率(19%)を適用により、財政基盤の安定化が確保され、社会的取組の充実が図られているものとする。<br>《特例による効果・達成目標の実現状況》<br>(分析対象期間:平成24年7月～平成26年3月)<br>社会的取組の一例としての自治体との地域見守り協定の推移<br><table border="1" data-bbox="544 730 1375 875"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24.7末</th> <th>H25.3末</th> <th>H26.3末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>23</td> <td>57</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>締結自治体数</td> <td>59</td> <td>296</td> <td>677</td> </tr> </tbody> </table><br>《税収減を是認するような効果の有無》<br>(分析対象期間:平成24年7月～平成26年3月)<br>主に宅配事業を行う組合が自治体と締結し、事業と一体的に行っている地域見守り協定の締結数は、2年半の間で実施組合数、締結自治体数ともに増大しており、消費生活協同組合等が行う社会的、公共的取組の充実が、地域社会に大きく寄与している。 |  | H24.7末 | H25.3末 | H26.3末 | 組合数 | 23 | 57 | 80 | 締結自治体数 | 59 |
|        | H24.7末             | H25.3末               | H26.3末   |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
| 組合数    | 23                 | 57                   | 80   |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
| 締結自治体数 | 59                 | 296                  | 677  |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
| 9      | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 消費生活協同組合等は、利用者である地域住民自らが組織する自主自立の「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。<br>補助金等による助成ではなく税負担の軽減措置の継続により、組合の自立的な運営が確保されつつ、安定的な財政基盤が確保され、ひいては、組合事業と一体的に取り組んでいる「高齢者等の見守り支援」等の社会貢献活動の充実を図ることができる。   |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
|        |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 消費生活協同組合等の経営安定化のための助成、補助金等はない。   |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
|        |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | 消費生活協同組合等は、組合員のニーズのみならず地域社会のニーズに取り組む相互扶助組織として、食育、子育て支援、福祉活動等の取組といった社会的役割、自治体との地域見守り支援や災害発生時の支援等の協定といった公共的な役割を果たしており、各地方公共団体における地域福祉の充実に貢献している存在である。  |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
| 10     | 有識者の見解             |                      | —  |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
| 11     | 評価結果の反映の方向性        |                      | —  |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |
| 12     | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      | —  |  |        |        |        |     |    |    |    |        |    |